

南砺市スポーツ協会競技スポーツ振興実施要項

1 目的

南砺市スポーツ協会加盟競技団体が、地域住民を対象にスポーツに対する興味・関心を高めるために実施するスポーツ教室・イベント等の事業（以下「競技スポーツ振興事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、スポーツ人口の拡大を図るとともに、市民がスポーツにより高い関心を持ち、健康的な生活と余暇時間の活性を図ることを目的とする。

2 事業主体

競技スポーツ振興事業の事業主体は、南砺市スポーツ協会の加盟競技団体（以下「競技団体」という。）とする。

3 実施期日

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 補助額

補助対象経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
市民を対象としたスポーツ振興を目的とする事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、諸費の経費。	補助対象経費の1/2以内とし、上限を50,000円とする。

4 実施申請

事業実施競技団体は、南砺市スポーツ協会に補助金等交付申請書（様式第1号）を提出する。

5 実施報告

事業実施競技団体は、事業終了後、事業実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

附則

この要項は平成17年4月9日から施行する。

附則（平成21年4月9日一部改正）

この要項は平成21年4月1日から施行する。

附則（令和6年4月27日一部改正）

この要項は令和6年4月27日から施行する。